

社会福祉法人 清風会
金隈老人保健施設 フラワーハウス博多

介護職員等処遇改善加算に伴う給与改善方法について

1.対象者の選定

- ・ 全職員(年俸制職員除く)

2.対象者の区分

- ① 経験・技能のある介護職員
10年以上の介護経験者(他施設での経験を含む)で、介護福祉士の資格を有する職員
- ② その他の介護職員
上記①以外の介護職員
- ③ 介護職員以外の職員
介護職員を除く、その他の職員

3.給与改善額

(1)常勤職員は、処遇改善手当として、下表の金額を毎月の給与で支給する。

対象者	給与改善額(月額)	備考
① 経験・技能のある介護職員	33,000円	(旧)特定処遇改善手当 25,000円 (旧)処遇改善支援手当 8,000円
② その他の介護職員	21,000円	(旧) " 13,000円 (旧) " 8,000円
③ 介護職員以外の職員	13,000円	(旧) " 5,000円 (旧) " 8,000円

(2)非常勤職員は、処遇改善手当として、下表の金額を毎月の給与で支給する。

対象者	給与改善額(時間給)	備考
① 経験・技能のある介護職員	206円	(旧)特定処遇改善手当 156円 (旧)処遇改善支援手当 50円
② その他の介護職員	131円	(旧) " 81円 (旧) " 50円
③ 介護職員以外の職員	81円	(旧) " 31円 (旧) " 50円

4.給与改善の期間

令和 6年 6月～令和 7年 3月まで

以上